

令和6年5月23日

## 長野市内の地下水で 1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン の地下水基準超過が報告されました

箱清水2丁目において、土壤汚染対策法に基づく事業場跡地の敷地調査の結果、地下水に含まれる1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレンの基準超過の報告がありましたのでお知らせします。

今後、本市では、地区・井戸所有者の協力を得て、周辺の状態把握調査を実施します。

### 1 概要

- (1) 調査地点 長野市箱清水2丁目（1地点）
- (2) 報告日 令和6年5月15日
- (3) 測定結果

	測定結果 (mg/L)	地下水基準 (mg/L)
1,2-ジクロロエチレン	0.43	0.04
クロロエチレン	0.31	0.002

### 2 対応

土壤汚染対策法（土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン）、水質汚濁防止法（地下水質モニタリングの手引き）に基づき、対応を進めます。

- (1) 周辺の状態を把握するため、地区の協力を得て、概ね周辺1km（影響範囲）の井戸の有無および利用状況を調査します。
- (2) 影響範囲内にある飲用井戸について、全戸水質検査を実施します。
- (3) 現在も影響範囲内で井戸を飲用に利用している場合は、検査結果が出るまで飲用を控えるよう周知します。
- (4) 調査結果については速やかに公表します。

#### 【参考】1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレンとは

- ・体内に取り込まれた場合、尿に含まれて排せつされます。
- ・健康への影響としては、1,2-ジクロロエチレンは中枢神経系への影響が、クロロエチレンは発がん性があるとされています。

（出典：事業者が行う土壤汚染リスクコミュニケーションのためのガイドライン、化学物質排出把握管理促進法に関する有害性評価書）

環境部環境保全温暖化対策課

（課長）小田切 伸夫

（担当）久保宮・玉野井